免許法認定通信教育 - 視覚障害教育領域 - 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

発達段階に応じた指導 I (乳幼児期・幼稚部)



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者: 金子 健)

1



「発達段階に応じた指導 I (乳幼児期・幼稚部)」を始めます。

この講義は、国立特別支援教育総合研究所の金子健が担当いたします。よろしくお願いいたします。

本講義のポイント

- 1. 視覚障害のある乳幼児に対する教育的対応の基本を理解すること
- 2. 特別支援学校(視覚障害)幼稚部における 指導について理解すること

2



本講義のポイントは次の2つです。

- 一つ目は、視覚障害のある乳幼児に対する教育的対応の基本を理解することです。
- 二つ目は、特別支援学校(視覚障害)幼稚部における指導について理解することです。

本講義の内容

- 1. 視覚障害と発達
- Ⅱ. 教育的対応の基本
- Ⅲ. 教育的対応の実際
- IV. 幼稚部の指導 本講義のまとめ

3

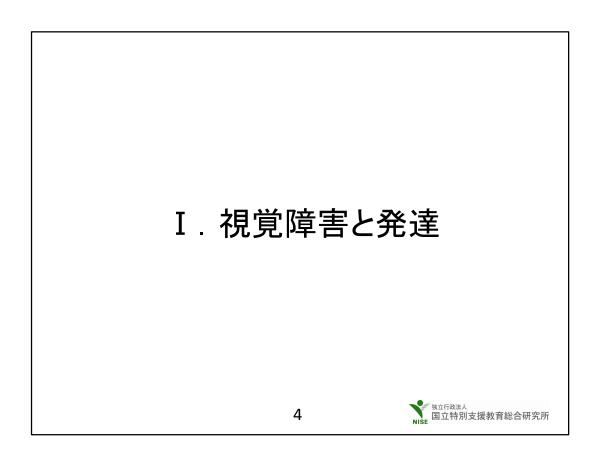


本講義では、4つの内容を取り上げて説明いたします。

- 一つ目は、「視覚障害と発達」です。
- 二つ目は、「教育的対応の基本」です。
- 三つ目は、「教育的対応の実際」です。

四つ目は、「幼稚部の指導」です。

最後に本講義のまとめを行います。



では、まず「 I. 視覚障害と発達」についてです。

視覚障害と発達の遅れ・課題

• 視覚に障害がある場合、乳幼児期の発達において、表のような領域、事項において遅れがみられることがある。

発達の領域・事項

領域	事項
生活習慣	食事、排泄、衣服や靴の着脱等
運動	姿勢の変換、歩行、運動技能、遊具遊び等
操作	玩具遊び、道具の使用等
言語	文字言語、言葉に対応する概念(事物の概念)の形成等
知覚•認知	形の認知、位置の弁別、空間概念の形成等
社会性	大人との関係、子供との関係等

5



最初に視覚障害と発達の遅れ・課題について説明します。

一般に乳幼児期において、子供は、生活習慣、運動、言語等様々な領域で大きく発達していくものです。

しかし、視覚に障害がある場合、表にお示ししているような発達の領域、事項において、発達の遅れがみられることがあります。

個人差があり、一概にここでお示ししているような事項の全てにおいて遅れがみられるとは言えませんが、例えば歩行の開始時期が遅れたり、文字言語の習得の時期が遅れたりする場合があります。

また、玩具遊びや道具の使用等、その開始時期は遅れなくても、遊ぶ玩具の種類が増えなかったり、道具がうまく扱えなかったりして、その後の進展に課題がみられることもあります。

その理由としては、それらの発達においては、見て行動する、 見ることで学ぶことが多いことによる

発達の領域・事項

領域	事項
生活習慣	食事、排泄、衣服や靴の着脱等
運動	姿勢の変換、歩行、運動技能、遊具遊び等
操作	玩具遊び、道具の使用等
言語	文字言語、言葉に対応する概念(事物の概念)の形成等
知覚•認知	形の認知、位置の弁別、空間概念の形成等
社会性	大人との関係、子供との関係等

6



その理由としては、これらの各領域、各事項の発達においては、視覚が果たす役割が大きく、その発達のためには見て行動する、見ることで学ぶことが多いためと考えられます。

逆に、ここでお示ししている表で、言語の領域には、事項として「音声言語」を挙げていません。

それは、音声言語の獲得や発達については、聴覚が果たす役割が大きく、子供は周囲の大人等の言葉を耳で聞き、自分の発声や発音を聞くことによって、その獲得や発達がなされていくからだと言えます。

一方、言語の領域では「言葉に対応する概念(事物の概念)の形成」を挙げています。 なぜなら、言葉そのものではなく、その言葉が表す事物の概念の形成においては、 視覚が果たす役割が大きいからです。

通常の場合は、視覚によって物の形態や動き、人の物への関わり方、物事の進め方等を知ることが、その概念の形成を促すからです。

早期からの対応の重要性

- しかし、早期からの適切な支援や教育によって改善が可能なものが多い。
- 早期からの対応が大変重要である。
- 保護者との連携を密にして協同での支援を進めていくことが大切である。

7



しかしながら、これらのことは、早期からの適切な支援や教育によって改善が可能なものが多いと言えます。

従って、早期からの、子供の発達に向けての対応が大変重要です。

なお、乳幼児期の子供は、当然ながら、多くの時間を家庭で過ごし、保護者のもとで発達していくものですから、その支援や教育では、直接子供に関わるのみではなく、保護者に対して十分な支援や情報提供を行い、協同で子供を支援するということが重要です。

保護者の言葉に耳を傾け、一緒に支援や教育の方法を考え、助言することが大切です。

また、視覚に障害のある子供の将来に不安を抱く保護者に対しては、視覚障害児童生徒の学校生活の様子や、卒業後、自立し働いている姿について話す等して、その不安の軽減を図るといったことも必要です。

保護者が安心して育児を行うことは、子供の発達を促すことにもつながります。

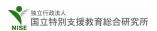
Ⅱ. 教育的対応の基本 8

次に、「Ⅱ. 教育的対応の基本」についてお話しします。

対応の基本

- 以上のような領域、事項について、視覚が使えない場合(盲児の場合)、あるいは使い難い場合(弱視児の場合)に、どのような困難が生じるかを考える。
- その困難に対応する手立てとは何かを考える。

9



「I」では、視覚障害のある子供において、表に挙げたような領域、事項において、 発達の遅れや課題が生じる場合があることをお話ししました。

これに対する教育的対応の基本としては、まず、そのような領域、事項について、視覚が使えない場合、あるいは使い難い場合に、どのような困難が生じるかを考えることです。

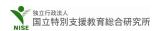
そのうえで、その困難に対応する手立てとは何かを考えることが重要です。

対応における留意点

1. 実態把握

- 視覚検査(視機能検査)、発達検査、行動観察等によって 個々の子供の実態を適切に把握すること
- 視覚、触覚、聴覚の活用状況も把握すること
- 発達検査としては、乳幼児精神発達診断法、広D-K式視覚 障害児用発達診断検査等
- 行動観察の重要性

10



次に、教育的対応における留意点として2点について述べます。 その1つめは実態把握です。

これは、どのような教育的対応においても必要なものですが、視覚障害のある乳幼児ということでは、視覚検査(視機能評価)によって視力や視野等の視覚の状況について知ることの他、発達検査や行動観察によって子供の発達の状況や行動の仕方を知ることが挙げられます。

なお、乳幼児期の視力について知るためには、ランドルト環視標による検査ではなく、 Teller Acuity Cards や森実式ドットカード等を用いることも必要です。

また、この場合、視力や視野の状況について把握するとともに、視覚をどのように用いているかを知ることも重要です。

例えば、家具や遊具のような大きなものであれば見て分かるのか、玩具の大きさであればどうか、また、それらの場合、どのくらいの距離で見つけることが出来るか等です。 さらに、対人行動の発達を考えれば、物だけではなく人についても、例えば、特定の 人を、どのような視覚的手がかりによって、どの程度の距離で判別できるか等も取り上 げるべきです。

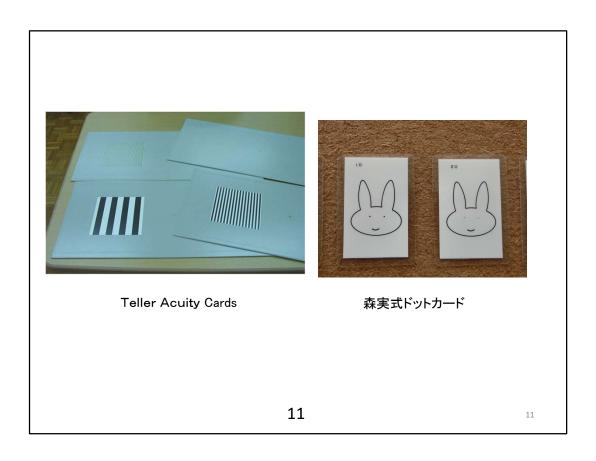
同様に、視覚以外の触覚、聴覚等の活用の状況を知ることも重要です。特に、盲児においては、これらの感覚の活用状況を知ることは重要です。

発達検査としては、「乳幼児精神発達診断法」や「広D-K式視覚障害児用発達診断検査」を挙げることができます。

このうち、後者は、視覚障害児用の検査です。

これらの検査は、質問紙方式の発達検査であり、大人が子供の行動について各項目のチェックをすればよいので、盲児でも弱視児でも使用することが可能です。

もちろん、視覚、触覚、聴覚の活用状況を含めて、子供の行動をよく見ることによって、 各種の行動をどのように行っているかを知ることも重要です。 例えば、食事や玩具遊びの際に、盲児であれば、どのように手指を用いているか、動かしているか、弱視児であれば、どのような視覚的手がかりによって、その行動を行っているか、視覚によってどのように行動をコントロールしているか等を知ることです。



スライドで、「Teller Acuity Cards」と「森実式ドットカード」をお示しします。 前者は、種々の幅の縞模様と均一なグレー領域を対提示して、どこまで細い縞まで、 その縞模様の方を見るかどうかで視力を測るものです。

対応における留意点

- 2. 感覚の活用を促すこと
- ①保有する視覚の活用を促すこと、及び、視覚以外の触覚、聴 覚等の感覚の活用を促すこと
- ②視覚が活用できる場合でも、視力等に応じて、場面に応じて、 それ以外の触覚、聴覚の活用も促すこと
- ③視覚、触覚、聴覚等について、子供との注意の共有を心がけること

12



教育的対応における留意点として、もう1つ挙げますが、それは感覚の活用を促すことです。

これについては、まず、保有する視覚の活用を促すこと、及び、視覚以外の触覚、聴 覚等の感覚の活用を促すことです。

この場合、視覚の活用については、たとえ光覚程度の視力であっても、それで、昼と 夜の区別、明るい方向の知覚等が可能ですので、このような場合を含めて、視覚の活 用を促すことが重要です。

逆に、視覚が活用できる場合でも、視力が低ければ低いほど、あるいは視野が狭ければ狭いほど、視覚によって全ての行動を十分に行うことは難しい場合がありますので、そのような場合は、視覚の他、触覚や聴覚を活用して視覚を補うといったことも必要です。

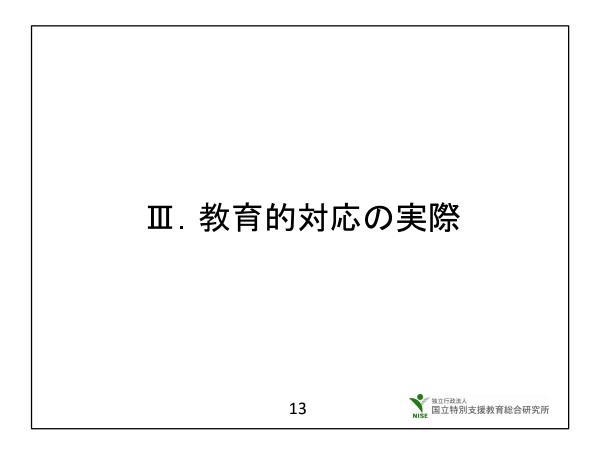
また、これらの感覚の活用を促す場合、視覚、触覚、聴覚等によって得られる情報について、子供が注意を向けているものに、係り手も注意を向けて、注意の共有を心がけることが重要です。

視覚については、子供が見ているもの、見ようとしているものに注意を向けること、触覚については、子供の手や足の動き等に注意を向けることが大切です。

このことによって、子供が視覚や触覚によって、どのような情報を、どのようにとっているかを知ることは、それらの感覚の活用を促すうえで重要です。

また、聴覚についても、子供がどんな音に注意を向けているかを知るために、周囲の音をよく聞いて、注意の共有を図ることが重要です。

ちなみに、晴眼者の場合、周囲の音にはそれほど注意が向いていないことが普通ですが、視覚に障害がある子供は、かすかな音を含めて、音の情報を非常によくとっていることが多いものです。



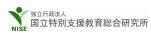
次いで、「Ⅲ. 教育的対応の実際」についてお話しします。

ここでは、まず、「I」で取り上げた、発達の領域、事項全般に関わるものを取り上げた上で、その領域、事項のうちからいくつかを取り上げてお話しします。

環境の認知について

- 触覚、聴覚、保有する視覚によって環境(物、人等を含めて) の認知を促す。
- 環境を把握することは、種々の行動の基盤となる。
- 環境の認知のための移動を伴う探索が必要である。
 - ・盲児については、その場まで移動して、手指や足裏で情報 を取ること
 - ・弱視児については、接近して十分に見ること、手に取れるものは手に取って見る、写真等に撮って見せる等
- 聴覚の活用において、音の情報によって、何がどこにあるか、 だれがどこにいるかが分かる他、何が起こっているか、だれ が何をしているか等のことも、ある程度は分かる場合がある。
- 光覚を含めての視覚の活用が重要である。

14



最初に、環境の認知を取り上げます。この場合の環境は物も人もふくめての環境と 考えますが、視覚に障害がある場合、この環境の認知が困難となります。

触覚、聴覚、保有する視覚といった子供が活用できる感覚によって環境の認知を促すことが必要です。

なお、環境を把握することは、種々の行動を展開する場合の基盤ともなるものです。 盲児の場合は、1つの場所に留まっている限り、触覚的には、手や足が届く範囲の情報しかとることができませんので、それ以外の範囲の環境を把握するためには、その場まで移動して、手指や足裏で情報をとるようにすることが重要です。

また、弱視児の場合も、近くでないと物や人がよく見えませんので、それらに接近して 十分に見ることが重要です。また、手に取れるものであれば、手に取って眼前で見るようにすること、近くで見ることができないものについては、写真に撮る等して、それらを 見せる等の工夫も必要です。

視覚に障害がある場合、音による環境の把握を促すことも重要です。

物が発する音、人の動作によって生じる音、人の声等、音の情報によって、何がどこにあるか、だれがどこにいるかが分かる他、何が起こっているか、だれが何をしているか等のことも、ある程度は分かる場合があります。

先にも述べましたように、視覚に障害がある子供は、音の情報をよくとっていることが 多いですので、係わり手もその音に注意を向けるとともに、その音について言葉で説明 をする等して、環境の把握を促すようにすることが大切です。

先ほども述べましたが、視覚の活用という場合、光覚という明暗が分かる程度の視力であっても、明るい方向や場所、暗い方向や場所の認知に役立つ場合があります。 このような場合を含めて、視覚を活用し環境の認知を促すようにします。

物の操作について

- ・ 手指による物の操作
- 操作の運動機能としての側面 つかむ、つまむ、握る、 たたく、押す、押しつける、押さえる、 引く、はめる、はずす、回す、ずらす、積む
- 操作の空間的な調整の側面

物の操作では、物の位置を知り、向き、傾き、長さ、運動方向等の調整することが必要

特に盲児の場合に困難

- → 触覚での代替が必要
- 弱視児の場合でも、視覚のみでは操作が難しい場合は、触覚 を併用することも重要

15

MISE 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

手指によって物を操作すること、即ち、手指を動かして種々のやり方で物を扱うことは、 通常は視覚によってコントロールされながらなされるものですので、視覚障害がある場 合には、それがうまくできないことがあります。

乳幼児期においては、日常品や玩具等を操作することに困難がみられることがあります。

このことについて、運動機能の側面としては、ここに示した、つかむ、つまむ、たたく、押す、引く等、各種のものがあり、「つかむ」ことができたら次いで「つまむ」ことへといった、手指の運動のし易さの程度や発達の順番を考慮しつつ、その発達を促すことです。ここで、もう一つ、取り上げておきたいものとして、操作の空間的な調整の側面があります。

物の操作においては、物の位置を知り、向き、傾き、長さ、運動方向等を調整することが必要です。

このことについても、通常は、視覚が果たす役割が大きいものです。

ですから、特に盲児の場合は、これらの空間的な調整において困難を示すことが多くあります。

この場合、これらを触覚的に行いやすいように、物に触って分かる手がかりをつけたり、物の向きや傾きを調整しやすいように、触って分かるガイドを補助としてつけたりすることが有効です。

なお、弱視児の場合でも、視覚のみでは物の操作が難しい場合がありますので、その場合は、触覚の併用を促すようにすることも重要です。

睡眠・覚醒のリズムについて

- 睡眠・覚醒のリズムの成立
- 視覚障害の場合の睡眠・覚醒のリズムの乱れ
- 昼間は、体を動かす活動等を十分に行ったり、夜は 静かで眠りやすい状況にしたりする。
- 食事、入浴等家庭での生活のリズムを一定にする等

16



夜に眠り、昼に起きているという、人の睡眠・覚醒のリズムは日常生活を送る上での 基本となるものです。

このリズムは、発達的には、生後4か月程度で成立します。

一方、人の睡眠・覚醒の周期はもともと25時間程度であるものが、昼間の光の刺激、家族の生活のリズム等の外的な刺激によって、24時間の周期に調節されるものと言われています。

従って、光の刺激を受けることができない盲児の場合は、25時間程度の周期となって、 少しずつ、寝る時間や起きる時間がずれていき、昼夜が逆転するといったことがありま す。

こうした場合、昼間は、体を動かす活動等を十分に行ったり、夜は静かで眠りやすい 状況にしたり、食事、入浴等家庭での生活のリズムを一定にする等の対応があります。

生活習慣

● 食事

- 食べさせる場合、それが何であるかを予告すること (口に 入ってはじめて分かるのではなくて)
- 手に持たせて食べることから、自ら持って食べることへ
- それが何かを自ら確かめてから食べること
- フォーク、スプーン、箸で食べること

● 衣服の着脱

- 扱いやすい (脱ぎやすい・着やすい)衣服を選ぶ、衣服に前 と後、表と裏が分かる手がかりをつける等
- 脱ぎやすいように動作をする(手をあげる等)ことから、自ら 脱ぐことへ、自ら着ることへ

17

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

ここからは、先にお示しした発達の領域に従い、そのなかの事項のいくつかを取り上げてお話しいたします。

まず、食事についてです。

視覚に障害がある場合、食物について、それが何か分からないということがありますので、まず、子供に何か食べさせる場合には、それが何であるかを言葉で説明する等、 予告することが大切です。

また、子供が自力で食べることに向けて、まずは手に持たせて食べることを促し、次いで自ら持って食べることにつなげるといった対応があります。

やがては、子供が自ら手指で食物を確かめて食べるように促します。さらには、 フォーク、スプーン、箸を用いて食べることへとつなげます。

衣服の着脱については、配慮点として、扱いやすい(すなわち脱ぎやすい・着やすい) 衣服を選ぶ、衣服に前と後、表と裏が分かる手がかりをつける等のことがあります。

このような配慮のうえで、まずは子供が、大人が服を脱がせたり着せたりするのに合わせて、脱いだり着たりしやすいように動作することから、自ら脱ぐこと、着ることへと進めます。

運動

●歩行

- 盲児については、歩行の目標となるものについて音による 手がかりを与える、手や足裏で触覚的に情報をとるように促 す、言葉で説明する。
- 弱視児については、歩行の目標や手がかりとなるものが、ど の程度、どの距離で見えているか等に配慮して、手がかりと なるものを見るように促す、言葉で説明する。

18



次は歩行についてです。

特に盲児においては、視覚によって歩行の目標となるものを捉えられないことや周囲の状況が分からないため、運動機能の面では問題がなくても一人歩行の開始時期やその後の歩行の発達が遅れることがあります。

これに対しては、音のする物への歩行を促す、歩行の目標となるものについて音による手がかりを与える、手や足裏で触覚的に情報をとるように促す、言葉で説明する等の対応があります。

弱視児については、歩行の目標や手がかりとなるものが、どの程度、どの距離で見えているかに配慮して、必要に応じて手がかりとなるものを見るように促したり提示する、言葉で説明する等の対応をします。

なお、弱視児の場合、両眼のうち、片眼の視力がOであるか、非常に低い場合、片眼のみの視覚活用となるため、遠近感がうまく把握できない場合があります。

歩行においては、床面の段差が分からなかったり、逆に床の色が異なっているだけであるのに段差と勘違いしたりすることがあります。

この場合は、手で触って確かめるようにする等の対応が有効です。

運動

● 運動技能

- 安全に配慮しながら、十分に、体を動かす経験をもつようにする。
- 基本運動動作(走投跳)を学ぶ。
- ・遊具で遊ぶ。

19



次いで、運動技能について述べます。視覚に障害がある子供は、周囲の状況がよく 分からないことや、視覚によって身体の運動をコントロールすることが困難なため、運 動することに消極的な場合があります。

これについては、まず邪魔になるものがない空間での運動や、マットの上での運動等、 安全に配慮しながら、十分に体を動かす経験をもつようにすることを挙げることができ ます。

そうした経験の中で、基本運動動作と言われる、走る、投げる、跳ぶといった運動動作を学んでいくことです。

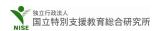
また、遊具での遊びは、遊具という触覚的な手がかりがあることになりますから、盲児でも、むしろ運動がしやすいということがあり得ます。

操作

● 玩具遊び

- 盲児については、触感のよいものや持ちやすいもの、音が 出るもの等を提示
- 弱視児については、全体の色が鮮やかな物や、各部分の色の違いがはっきりしているもの、形等も見えやすい、とらえやすいもの、光や音が出るもの等を提示
- 握る、振る、叩く等の単純な操作から、つまむ、押す、引く、 回す等複雑な操作へ
- 場合によっては、机面やトレイ等で場を限定する、玩具を固定する、固定できる玩具を用いること等

20



玩具遊びについては、視覚に障害がある場合、それがどんな玩具であるか分かり難かったり、玩具を操作することが難しかったりするため、子供が興味を持って遊べる玩具の種類が限られ、その遊びが進展しないこともあります。

これについて、まず、盲児については、触感のよいものや持ちやすいもの、音が出る もの等を用意するようにします。

弱視児については、全体の色が鮮やかな物や、各部分の色の違いがはっきりしているもの、形等も見えやすい、とらえやすいもの、光や音が出るもの等を用意するようにします。

そのうえで、玩具を握る、振る、叩く等の単純な操作から、つまむ、押す、引く、回す等複雑な操作をするように促します。

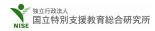
また、場合によっては、特に盲児において、玩具の操作がしやすいように、机面やトレイ上等、玩具を置く位置を限定する、玩具を固定する、吸盤がついているもの等固定できる玩具を用いる等の対応をします。

言語

● 文字言語

- 盲児については、手指の運動、形や位置の弁別等、点字学習の基礎となる活動を行うこと
- 弱視児については、絵本等の絵や図を見ることを促すこと、 適切な大きさの文字(平仮名や数字)を提示すること
- 物語の読み聞かせ等、単語や文章を聞く機会を十分につくること
- 言葉に対応する概念の形成
 - 言葉を実際の物や動作と関係づける
 - 十分に触らせる、十分に見せる

21



次に、文字言語を取り上げます。

文字の習得については、盲児では、点字学習の基礎となる活動として、手指の運動全般を促すこと、水平面上での手指の運動、円、四角、三角等簡単な図形の弁別、水平面上での物の上下、左右、真中等の位置の弁別等の活動を挙げることができます。

弱視児については、文字の習得の基礎となる活動として、まず、視覚活用全般を促すこと、絵本等の絵や図を見ることを促すこと等を挙げることができます。

そして、絵本等のなかの文字として、平仮名や数字については適切な大きさのものを 選んで見ることを促したり、適切な大きさに拡大したものを貼りつけて、その文字を見る ことを促したりする等のことを挙げることができます。

また、早期から、物語を読み聞かせる等、単語や文章を耳で聞く機会を十分につくることも、文字の習得のために役立つものです。

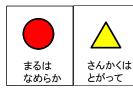
言葉に対応する概念の形成については、先に、視覚障害がある場合、それに課題があることを述べました。これについては、言葉を実際の物や動作と関係づけるように配慮することが重要です。

その際、それらを十分に触らせる、十分に見せることが大切です。

知覚 認知

● 形・絵・図等の認知

- 実物・模型
 - ・日常の物や自然の物、玩具の模型(果物、野菜、動物、魚、自動車・・・・)を十分に触る、見ること
- テレビやビデオ
 - ・弱視児には適切な距離で
 - 盲児にも楽しめるように
- ・ 絵本や図鑑
 - ・弱視児には、分かりやすい絵(輪 郭線が太い、色が鮮やか、形が 単純等)の絵本等
 - ・盲児には触る絵本等



見えやすい絵本の例 (輪郭線が太い、色が鮮やか、単純なも の等、また中の文字も見えやすいものに)





触る絵本の例 (象、サル、木等、それぞれ 触素材を別のものにして、素材の違い で絵が分かるようにしている)

22

次に、形・絵・図等の認知についてです。

まず、日常の物や自然の物、玩具の模型(即ち、果物、野菜、自動車等)を、発達の早期から、十分に触る、見るようにすることが大切です。

弱視児の場合は、テレビ等の映像を見ることも視覚の活用であり、それによって種々の物の形等を学ぶことになります。

この場合、テレビの前で目を近づけて見る子供も多いですが、それは、その距離でないとよく見えないからです。

なお、盲児はテレビの映像を見ることはできませんが、その音や声を楽しむことはできます。

さらに、テレビに出てくるキャラクター等の玩具や模型を用意すれば、それらを触ることで、テレビの音や声等との対応をつけることができます。

絵本や子供用の図鑑等は、弱視児にとって、各種の物の絵や図を、自分によく見える距離で、よく見ることができるので、物の形や色を学ぶうえで有効です。

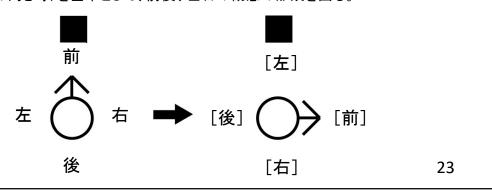
この場合、絵本等では、まずは、絵の輪郭線が太いもの、色が鮮やかなもの、形が 単純なもの等、見えやすいものを選ぶことです。

なお、盲児については、触る絵本と呼ばれているものがあります。浮き出す印刷の形式のもので市販されているものもありますが、発達の早期においては、台紙に各種の素材を貼り付けて絵を構成したもののほうが、触感の情報によって絵が分かるので、適していると言えます。

知覚•認知

● 空間概念の形成

- 特に盲児において、身体の向きが変わった場合の前後、左右の関係(例えば、 [身体が右を向いた場合]、[身体が右を向く以前の]「左」は「後ろ」になる)が理 解されない場合がある。
 - ← 前後や左右は、身体の向き等、基準となるものに対しての前後や左右
- まず、子供の身体の向き(椅子に座っている際の向きや、部屋のドアから出る際の向き等)を基準として、前後、左右の概念の形成を図る。



次は空間概念についてです。

盲児の場合、身体の向きが変わった場合の前後、左右の関係、例えば、身体が右を向いた場合、身体が右を向く以前の「左」は「後ろ」になることが理解されない場合があります。こうした場合は、例えば、身体の向きが右へと変わった時、それ以前には「前」にあった物を取ろうとして、現在の[前]へと手を伸ばすといった行動がみられることがあります。

このような前後、左右の関係は、視覚的には身体の向きが変化しても周囲の物の位置関係が分かることから自明のことであり、意識されることもないかもしれませんが、そもそも前後や左右は、身体の向き等、基準となるものがあってはじめて、それに対して意味をもつものです。

盲児の場合は、身体の向きの変化に対する周囲の変化が分からないので、前後、左右の関係を理解することが難しい場合があります。

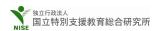
このことについては、前後や左右という場合、何を基準としているかを明確にして盲児と係わることが大切です。

まず、盲児が椅子に座っている際の向きや、部屋のドアから出る際の向き等、定まった身体の向きを基準として、前後、左右の概念の形成を図るようにすることが必要です。

社会性

- 大人との関係
 - ・ 保護者との関係・やり取り、指導者との関係・やりとり
- 子供との関係
 - だれがどこにいて何をしているか等、よく分かるように
 - ・ 子供同士の関係を取り持つこと

24



社会性の発達も、子供の発達において、重要な領域です。

まずは、保護者や指導者等、大人との関係を築き、そのやりとりの進展を図ることです。

さらには、子供同士の関係の進展を図ります。

この場合、人と人とのやりとりの前提は、だれがどこにいて何をしているかが分かることですので、他の子供がどこにいて何をしているのか、言葉で説明する等の配慮が必要です。

また、なかなか自力で他の子供と係わりを持つことが難しいことも多いと思いますので、他の子供がいる所へ連れて行く、何をしたいかを代弁する等、係わり手が他の子供との関係を取り持つことも配慮点として挙げられます。



最後に、「IV. 幼稚部の指導」についてお話しします。ここでは、特別支援学校幼稚部教育要領に示されている事項等によりながら、お話しします。

教育相談一乳児期からの指導一

- 特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能の一つとしての教育相談での乳児期からの指導
- 上記のようなことを基本として指導を行うこと
- ・ 保護者支援を十分に行うこと

26



幼稚部の指導は、3歳児からということになりますが、それ以前の視覚障害乳幼児について、特別支援学校(視覚障害)では、教育相談という形で支援や指導を行っている場合が多いです。

その場合には、これまで述べてきたようなことを基本として、支援、指導を行うことが重要です。

また、ここで、あらためて申しますが、乳幼児期の支援・指導については、保護者支援を十分に行うことが重要です。

幼稚部教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚部における教育は、学校教育法第72 条に規定する目的(特別支援学校の目的)を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

(特別支援学校幼稚部教育要領第1章第1)

27



次に、特別支援学校幼稚部教育要領から、幼稚部教育の基本とされていることを示します。

ここでは、幼児期の教育の、その後の子供の発達に対する重要性について述べられたうえで、幼稚部の教育は、環境を通して行うものであることが基本であるとされています。

環境を通して行う教育

- この場合の「環境」とは、物的、人的、自然的、社会的等の環境である。教師も環境の一つである。
- 幼児の発達は、環境から刺激を受け、自ら興味をもって環境に 関わっていくことで促される。
- 幼児の発達は、環境の影響を大きく受ける。
- 幼児の障害の状態や発達の程度に対応して、一人一人の幼児 に適した環境を整えるよう配慮する。
- 幼児が主体的に活動を展開できるように環境を構成する。
- 教育的に価値のある環境を計画的に構成する。
- 自発的には生じ難いことに関しては意図的な働きかけも重要である。ただし、意図的な働きかけを行う場合でも、幼児にとっては、できる限り、自発的、能動的な活動になるように配慮する。

28



ここで、「環境を通して行う教育」とは、どのようなものか説明いたします。

特別支援学校幼稚部教育要領解説等でも説明がなされていますが、まず、この場合の「環境」とは、物的、人的、自然的、社会的等、様々な種類のものを含めた環境です。 ですから、幼稚部の教師も、その環境の一つと言えます。

ここで環境が重視されているのは、幼児の発達が、環境から刺激を受け、自ら興味を もって環境に関わり、自ら活動を展開していくことで促される部分が大きいからです。

一方で、幼児の発達は、環境の影響を大きく受けるものでもあります。

従って、幼児の障害の状態や発達の程度に対応して、一人一人の幼児に適した環境を整えるように配慮することが重要です。

視覚障害ということでは、これまで述べてきたように、視覚的な刺激や触覚的な刺激を受容して、視覚に障害のある幼児が、主体的に活動を展開しやすいようにすることが 大切です。

ここで関連して、幼稚部の教室の環境について取り上げると、視覚に障害があっても 教室の各場所が分かりやすいように、テーブルや棚の位置、物の置き場等を固定する ことや、それらが見えやすいように周囲とのコントラストがつくようにする等の配慮が有 効です。

また、教育的に価値のある環境を計画的に構成していくことも重要です。

なお、点字学習の基礎となる行動、平仮名の習得等、自発的にはなかなか生じ難いことに関しては意図的な働きかけや、課題状況の設定等も必要です。

ただし、意図的な働きかけ等を行う場合でも、幼児にとっては、できる限り、自発的、能動的な活動になるように配慮することが重要です。

幼稚部における教育の目標

幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等を考慮し、この章の第1に示す幼稚部における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立 を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的 発達の基盤を培うようにすること

(特別支援学校幼稚部教育要領第1章第2)

29



次いで、幼稚部における教育の目標を示します。

ここでは、前段に書かれていることを前提として、2つの目標が示されています。

一つ目は、幼稚園教育の目標であり、これについては、次のスライドで示します。 幼稚園教育の目標ということは、この目標については、幼稚園における目標に準ずる ということです。

二つ目は、特別支援学校固有の目標です。「障害による学習上又は生活上の困難を 改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基 盤を培うようにすること」と規定されています。

幼稚園教育の目標

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(学校教育法第23条)

30



先に取り上げた、幼稚園教育の目標を示します。ここに示されているように、五つの目標があります。

基本的な習慣や身体の諸機能に関わること、集団生活に関わること、社会や自然の理解に関わること、会話や絵本等の言語に関わること、音楽、身体による表現、造形等による感性と表現に関わることが取り上げられています。

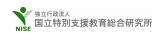
各領域(1)

- 健康〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕
- 人間関係〔他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、 人と関わる力を養う。〕
- 環境〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕
- 言葉〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話 す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表 現する力を養う。〕
- 表現〔感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな 感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。〕

*以上は、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずる

(特別支援学校幼稚部教育要領)

31



次いで、特別支援学校幼稚部教育要領で示されている、幼稚部教育の各領域を示します。

まず、幼稚園と同じものとして、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つが示されています。

ここでは、それらがどのような領域で、どのようなねらいをもつものであるかも、カッコ内に示しています。

即ち、「健康」については「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」、「人間関係」については「他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。」、「環境」については「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。」、「言葉」については「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。」、「表現」については「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。」となっています。

各領域②

- 自立活動
- 1. ねらい

個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の 困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及 び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

- 2. 内容
- (1)健康の保持
- (2) 心理的な安定
- (3)人間関係の形成
- (4)環境の把握
- (5)身体の動き
- (6)コミュニケーション

(特別支援学校幼稚部教育要領)

32

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

特別支援学校においては、もう一つの領域として自立活動があります。

そのねらいとしては、スライドでお示ししている通り、「個々の幼児が自立を目指し、 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、 技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことです。

その内容としては、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの六つの柱があります。

他の講義で自立活動のことは取り上げますので、ここでは詳細に触れませんが、自立活動の指導とは、お示ししたねらいに基づき、これまで述べてきたような視覚障害幼児の課題に対応した指導を行うことです。

なお、その場合、幼稚部においては、玩具や遊具で遊ぶことも、給食の時間も、自立活動の内容を含んでいます。

また、教室内や教室間の移動を歩行指導の機会ととらえて、少しずつ、その移動の仕方が向上するように図るといったことも自立活動の内容です。

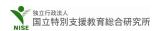
このように、教育活動全体のなかで自立活動の内容を指導することと、個別に時間を とって、例えば、盲児の場合は点字の習得に向けての基礎的な学習をしたり、弱視児 の場合は平仮名文字の習得のための学習をしたりということを、相互の関連も図りな がら実施することが大切だと言えます。

特に留意する事項

視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、 早期からの教育相談との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚 などを十分に活用して周囲の状況を把握できるように配慮することで、安心 して活発な活動が展開できるようにすること。また、身の回りの具体的な 事物・事象及び動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るように すること。

(幼稚部教育要領第1章第6の1)

33



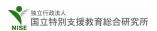
次に、幼稚部の指導計画の作成に当たって、特別支援学校(視覚障害)において特に留意する事項とされているものをお示しします。

ここでは、これまで取り上げてきましたように、早期からの教育相談との関連、感覚の活用、周囲の状況の把握、言葉と事物・事象や動作との関連付け等に留意することと述べられています。

その他の配慮事項

- 教師は、理解者、共同作業者等、様々な役割を果たし、幼児の 発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じ て適切な指導を行うようにする。
- 個別での指導と集団での指導を適切に組み合わせて対応していくことも大切である。
- 学校生活と家庭や地域社会との連続性を保った教育活動が展開されるようにする。
- 地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、 幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫する。

34



最後に、幼稚部におけるその他の配慮事項として、いくつかのことを取り上げます。 まず、教師は、幼児の指導においては、理解者、共同作業者等、様々な役割を果た し、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて適切な指導 を行うようにすることです。

個別での指導と集団での指導を適切に組み合わせて対応していくことも大切です。 集団での指導については、言語や社会性の領域の発達のためには、他の幼児との 係わりの持ち方や、やり取りの進展を促すことも必要だからでもあります。

なお、幼児は家庭及び地域で過ごし発達する部分が大きいですので、学校生活と家庭や地域社会との連続性を保った教育活動が展開されるようにすることも重要です。

さらに、地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、幼児が豊かな 生活体験が得られるように工夫することも大切です。

特に、視覚に障害がある場合、外に出たり、そこで多様な経験をもつことが困難な場合があります。

このことを踏まえて、地域において多様で豊かな生活体験を得られるようにすること は重要です。

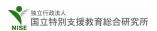


本講義のまとめです。

本講義のまとめ

- 1. 視覚障害がある場合の乳幼児期の発達上の 課題
- 2. 視覚障害乳幼児に対する教育的対応の基本
- 3. 視覚障害乳幼児に対する教育的対応の実際
- 4. 特別支援学校(視覚障害)幼稚部の指導

36



本講義においては、大きく分けて4つのことをお話ししました。

一つ目は、視覚障害がある場合の乳幼児期における発達上の課題についてです。 発達上の種々の課題があること、それに対して保護者支援を含めての早期の対応が 重要であることをお話ししました。

二つ目は、視覚障害がある乳幼児に対する教育的対応の基本についてです。そこでは、その対応の基本とともに、感覚の活用を図るといった対応上の留意点についてもお話ししました。

三つ目は、その教育的対応の実際についてです。環境の認知、物の操作等、発達上の課題全般に関わることをお話ししたうえで、生活習慣、運動、操作等、発達の各領域ごとに、その対応の実際を取り上げました。

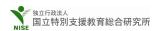
四つ目は、特別支援学校(視覚障害)幼稚部における指導についてです。特別支援学校幼稚部教育要領の内容に触れながら、その指導について説明いたしました。

事後学習に関する指導

- 1. 乳幼児精神発達診断法や広D-K式視覚障 害児用発達診断検査の検査項目を調べてみ ること
- 2. 特別支援学校幼稚部教育要領解説を読んでみること

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/

37



この講義の後、さらに次のような課題に取り組まれることをおすすめします。

一つは、乳幼児精神発達診断法や広D-K式視覚障害児用発達診断検査の検査項目を調べてみることです。

それらの各領域、各項目(すなわち各検査項目)を知ることは、検査自体の知識を得るとともに、乳幼児期の子供の発達や、視覚障害のある場合の課題について知ることにもつながると思います。

もう一つは、特別支援学校幼稚部教育要領解説を読んでみることです。 同解説については、文部科学省のWebページにも掲載されています。

参考文献・関連リンク

- 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所(2020). 特別支援教育の基礎・基本2020新学習指導要領対応. ジアース教育新社.
- 香川邦生編著・猪平真理、大内進、牟田口辰 巳著(2016).5訂版 視覚障害教育に携わる 方のために.慶應義塾大学出版会.

38



スライドに、本講義に関連する文献を挙げておきましたので、ご参照ください。

免許法認定通信教育 - 視覚障害教育領域 - 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

発達段階に応じた指導 I (乳幼児期・幼稚部)

終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者: 金子 健)

39



以上で、「発達段階に応じた指導I(乳幼児期・幼稚部)」をおわります。

責任監修:金子 健

作成者:金子 健

読み上げ者:金子 健